

# あきたへの移住・回帰・就業を お考えの皆様へ！

東京圏からのAターン就業者に最大200万円の  
移住支援金を支給します。

## 移住支援金の概要

### 1 一般分

東京都23区在住者又は東京圏から23区内に通勤する方が、移住支援金対象法人の求人に応募し正規就職した場合、市町村から「移住支援金」を支給します。

- ・家族で移住…100万円／世帯
- ・単身で移住… 60万円／世帯

### 2 県単支援分

1の支援金対象者のうち、先進技術の活用を担う人材として、また人材不足が特に深刻な分野において就職する技術職・専門職である場合、県からさらに支援金を支給します。

- ・家族で移住…100万円／世帯
- ・単身で移住… 60万円／世帯

## ■移住支援金の対象となる移住・就業者は…

- ・住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上（直前の1年間は連続）、東京都23区内に在住又は東京圏※（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）から23区内に通勤していた方
  - ・平成31年4月1日以降、秋田県へ転入されてから1年以内の方で、秋田県公式サイト「美の国あきた」にある移住支援金対象求人の掲載日以降に応募し、正規雇用された方
  - ・転入先の市町村に5年以上居住する意思を持つ方
- の要件を全て満たす方（詳細は「美の国あきた」移住・定住促進課ページをご覧ください）

※条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、半島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域を含む市町村）を除きます。

※申請手続等は市町村によって異なりますので、移住先の市町村に直接お問い合わせください。（特に、県内の対象求人就業し、他県に移住する場合はご注意ください。）

## ■移住支援金の対象となる「マッチング支援対象法人（移住支援金対象法人）」とは…

- ・東京圏に本社がある企業や大資本の企業等を除き、製造業など地域経済を牽引する産業の法人や、建設業など地域の安全安心を支える産業の法人、働きやすい職場づくりに取り組む法人を対象としています。
- ・就業者が移住支援金を受給するには、就業先が「マッチング支援対象法人（移住支援金対象法人）」として県に登録されていることが条件です。

## ■各企業情報、求人情報は…

- ・移住支援金の対象となる企業の求人は秋田県公式サイト「美の国あきた」移住・定住促進課ページに掲載しています。<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/40804>
- ・対象企業をどんどん拡大していきますので、サイトをチェックしてください！

## ■移住支援金の申請について

- ・対象法人の求人に応募し、就業後3か月経過以降、お住まいの市町村に移住支援金の申請をします。

## ■県単支援分の対象者、申請について

- ・県単支援分の対象となる技術職・専門職は、裏面に掲げる資格を持つ方です。
- ・資格を有する方は、市町村からの移住支援金の交付後に、県に対し県単支援分の申請をしていただきます。

## ■県単支援分加算の対象となる移住・就業者は…

移住支援金の対象者であって、次の資格を有する方に支援金を加算します。

### (1) 先進技術の活用を担う技術職

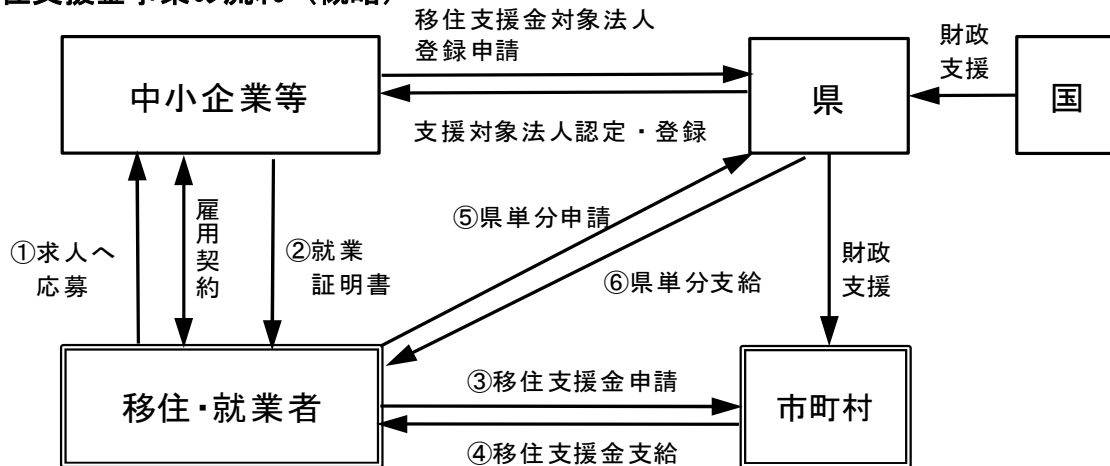
- ・情報産業 …技術士法、情報処理の促進に関する法律に定める技術職の有資格者
- ・製造業 …技術士法、職業能力開発促進法に定める技術職の有資格者

### (2) 人材不足が特に深刻な分野の技術職・専門職

- ・建設産業 …技術士法、建設業法、建築士法、測量法に定める技術職の有資格者
- ・福祉・医療…介護福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、医療技術者
- ・宿泊業 …宿泊業に勤める調理師

※個々の企業名・求人内容、資格名については、秋田県公式サイト「美の国あきた」移住・定住促進課ページをご覧ください。

## ■移住支援金事業の流れ（概略）



■移住支援金対象法人へ就業する方、さらに上記資格を有する方は、転入先の市町村、就業先企業、秋田県移住・定住促進課にご相談ください。

■事業内容等は秋田県公式サイト「美の国あきた」移住・定住促進課ページに掲載しています。

※予算上限に達した場合は、移住支援金の申請は終了させていただきます。

※予算上限、申請期間は市町村ごとに異なりますので、移住先市町村にお問い合わせください。

**秋田へのAターン(UIJターン)については、首都圏相談窓口へご相談ください！**

●Aターンプラザ(無料職業紹介所)：千代田区平河町 都道府県会館 秋田県東京事務所内  
【9時～17:45 土日祝定休 0120-122-255】

●Aターンサポートセンター(移住支援相談窓口)：千代田区有楽町駅前 東京交通会館内  
【10時～18時 月、祝定休 080-9292-5195】

●移住支援金に関するお問い合わせ：秋田県あきた未来創造部 移住・定住促進課  
移住促進班 018-860-1234

E-Mail…[iju@pref.akita.lg.jp](mailto:iju@pref.akita.lg.jp)